

学習塾事広告表示等における関係法令・規範の遵守について

平成 25 年 11 月 7 日

学習塾事業者のみなさま

公益社団法人全国学習塾協会
会 長 安 藤 大 作

ホテルや百貨店等において相次いで発覚するメニューの誤表示問題を受け、消費者庁は、各ホテルなどが表示の適正化に向けて、どのような取り組みをしているか業界団体に報告要請を行いました。

また、菅官房長官も去る 11 月 6 日の記者会見で「消費者庁において景品表示法に基づき厳正に対処していきたい。事業者が景品表示法を甘く考えていたのではないか」と述べています。

学習塾業界では、広告表示等における景品表示法の遵守のほか、「学習塾業界における事業活動の適正化に関する自主基準」及び「同実施細則」において取り組むべき基本的規範を定めています。

事業者の皆様におかれましては、この機会に自塾の広告表示及び情報提供内容の取扱いが適正であることの確認をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

景品表示法第 4 条の概要

【優良誤認表示の禁止】

事業者が、自己の供給する商品・サービスの取引において、その品質・規格その他の内容について、一般消費者に対し

- (1) 実際のものよりも著しく優良であると示すもの
- (2) 事実に相違して競争関係にある事業者に係るものよりも著しく優良であると示すもの

であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示を禁止しています。

具体的には、商品・サービスの品質を、実際よりも優れていると偽って宣伝したり、競争業者が販売する商品・サービスよりも特に優れているわけではないのに、あたかも優れているかのように偽って宣伝する行為が優良誤認表示に該当します。

なお、故意に偽って表示する場合だけでなく、誤って表示してしまった場合であっても、優良誤認表示に該当する場合は、景品表示法により規制されることとなりますので注意が必要です。

【有利誤認表示の禁止】

事業者が、自己の供給する商品・サービスの取引において、価格その他の取引条件について、一般消費者に対し

(1) **実際のものよりも著しく取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるもの**

(2) **競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利である一般消費者に誤認されるもの**

であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示を禁止しています。

具体的には、商品・サービスの取引条件について、実際よりも有利であると偽って宣伝したり、競争業者が販売する商品・サービスよりも特に安いわけでもないのに、あたかも著しく安いかのように偽って宣伝する行為が有利誤認表示に該当します。

なお、故意に偽って表示する場合だけでなく、誤って表示してしまった場合であっても、有利誤認表示に該当する場合は、景品表示法により規制されることとなりますので注意が必要です。

学習塾業界における事業活動の適正化に関する自主基準実施細則(抜粋)

第2条 情報開示項目に関して表示する場合には、下記の細目に従うものとする。

サービスに関して表示する場合には、次のように表示するものとする。

【合格実績】

①合格実績を表示する場合には対象となる生徒の範囲を明示する、当年度実績か過年度の累計・積算かを明示する。

②ア 塾生徒の範囲を決定するための基準は、受験直前の6ヶ月間の内、継続的に3ヶ月

を超える期間当該学習塾に在籍し、通常の学習指導を受けた者とする。但し、受験直前に集中講義等を受講し、その受講時間数が50時間を超える場合には、在籍期間にかかわらず塾生徒とすることができる。

3ヶ月又は50時間の受講内容は、正規の授業若しくは講習でかつ有料のものでなければならぬものとし、体験授業・体験講習・無料講習・自習・補習等であつたり単に教室内にいただけの自習時間等は含まれないものとする。

イ 学習塾は、合格実績の広告表示にあたり、表示する情報の範囲・従属性を明確にするため、事業主体となる広告主体及び／又は合格実績が次の各号のいずれかに該当するかを明示するものとする。

- 一 事業主体の全部
- 二 分教室の一部
- 三 チェーンシステムにおける同名塾全体
但し、FC・RCの有無を問わない
- 四 チェーンシステムにおける同名塾の一部
但し、FC・RCの有無を問わない
- 五 提携塾（資本の同一性或いは資本占有率は不問）全体
- 六 提携塾（資本の同一性或いは資本占有率は不問）の一部
- 七 事業主体における地域又はグループ等、特定される一部

特に前各号のうち一・三・五・七号の場合、提携する各塾個別の合格実績が消費者に認知できるように表記するものとする。

ウ 合格実籍の人数表示は、学校別に表示するものとする。また、消費者である保護者には具体的な情報が必要であるということから、学校群或いはグループ分けで表示したり、小学校・中学校・高等学校・大学それぞれの合格数を積算しての表示も認められないものとする。

特に、小学校・中学校・高等学校の学校群或いはグループ分けによる累計或いは積算表示は、学習塾の独断で行われる場合、消費者に錯誤を招く恐れが多く、避けるべきものとする。

大学の合格実籍表示においては、学校別に表示するものとし、できる限り学部・学科別の表示とすることが望ましい。

③ア 生徒の氏名を公表する場合には保護者の同意も得る。生徒の写真・映像・画像等、

及び文章等を公表する場合にも同様とする。また、イニシャル（一字以上）であっても同様とする。

イ 同意を得るとは、個人情報保護に関する同意内容書を交付し、生徒・保護者の署名・捺印をした個人情報保護同意書を当該広告関係者全員から得て、保管・管理しておくこととする。

本規定に関して、協会より資料の提出を求められたときは、定められた期日まで当該資料（個人情報同意書）を提出しなければならないものとする。

ウ 個人情報を委託・受託或いは提供する場合には、契約時点でその内容を明示し、生徒・保護者の同意を得なければならないものとする。

【誇大広告等の禁止】

第3条 「日本一」「全国一」「ナンバーワン」「最高」「最大」などの最高級の優位性又は唯一性を意味する用語は、客観的事実に基づく数値又は確実な根拠なしに使用しない。使用する場合には、客観的データも合わせて掲示するか、データの明示を要求された時に即対応できるよう準備完了した状態で使用するものとする。

本規定に関して、協会より資料の提出を求められたときは、定められた期日まで当該資料を提出しなければならないものとする

2 「完全」「100%」「絶対」等の完璧性を意味するような用語は使用しない。

3 「全員合格」「〇〇点上昇確実」等生徒の将来を保証するような表示は使用しない。

景品表示法

<http://www.caa.go.jp/representation/>

学習塾業界における事業活動の適正化に関する自主基準

<http://www.jja.or.jp/safety/independent.html>